

留守家庭児童育成会運営助成（H28年度予算-H27年度予算）比較

番号	区分	H28年度予算			H27年度予算	
		H27年度との比較		H28年度国基準単価	H27年度国基準単価	
1	基本額 (※1)	1～9人	20,000～24,000円	↑	2,552,000円～2,768,000円 (1人増ごと27,000円増加)	2,532,000円～2,744,000円 (1人増ごと26,500円増加)
2		10～19人	24,500～29,000円	↑	2,795,000円～3,038,000円 (同27,000円増加)	2,770,500円～3,009,000円 (同26,500円増加)
3		20～35人	40,000～32,500円	↑	4,383,000円～4,765,500円 (同25,500円増加)	4,343,000円～4,733,000円 (同26,000円増加)
4		36～45人	32,000円	↑	4,791,000円	4,759,000円
5		46～55人	30,500～17,000円	↑	4,759,500円～4,476,000円 (同31,500円減少)	4,729,000円～4,459,000円 (同30,000円減少)
6		56～70人	15,500～5,500円	↑	4,444,500円～4,003,500円 (同31,500円減少)	4,429,000円～4,009,000円 (同30,000円減少)
7		71人以上	▲6,000円	↓	3,964,000円	3,970,000円
8	長時間 開所加算	平日	6,000円/1h	↑	298,000円/1h 加算	292,000円/1h 加算
9		長期 休業中等	3,000円/1h	↑	134,000円/1h 加算	131,000円/1h 加算
10	障害児 受入 推進助成	障害児 1人以上受入	36,000円	↑	1,748,000円	1,712,000円
11		障害児 5人以上受入	36,000円	↑	1,748,000円	1,712,000円
12	障害児受入促進助成	変更なし	—	育成会が新たな障害児を受け入れるため、専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の1/2を補助（125,000円限度）	育成会が新たな障害児を受け入れるため、専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の1/2を補助（125,000円限度）	
13	常勤職員配置等助成	新規	—	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その資金改修に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 1か所あたり 2,932,000円限度	—	
14	放課後児童支援員等 処遇改善等事業	限度額42,000円	↑	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成 1か所あたり 1,581,000円限度	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成 1か所あたり 1,539,000円限度	
15	送迎支援事業	限度額19,000円	↑	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う育成会に対し助成 1か所あたり 454,000円限度	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う育成会に対し助成 1か所あたり 435,000円限度	
16	設置促進事業	限度額4,400,000円	↑	民家等を賃借して育成会をする場合の改修、設備の整備・備品購入、開所準備経費（礼金・賃借料開所前月分）等を補助 経費の3/3（12,000,000円限度）	民家等を賃借して育成会をする場合の改修、設備の整備・備品購入、開所準備経費（礼金・賃借料開所前月分）等を補助 経費の3/3（7,600,000円限度）	
17	家賃補助	限度額12,000円/月	↑	家賃の2/3補助（月額50,000円限度） ※2	家賃の2/3補助 （月額38,000円限度）	
18	ひとり親家庭 減免助成	変更なし	—	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の1/2を補助 （限度額 H27：月額4,000円/人）	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の1/2を補助 （限度額 H27：月額4,000円/人）	
19	(H27年度まで) 耐震化促進支援	廃止	—	支援策適用期間終了につき廃止	移転経費補助（経費の2/3、150,000円限度） 家賃補助の増額（経費の3/3、57,000円限度）	

※1 「基本額想定例」は、平日13時～19時、土曜・長期休業中 8時～19時 の開所パターンを想定  
 ※土曜開所加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額

たとえば、「平日 13～20時、土曜・長期休業中 7時30分～19時30分」の場合、  
 土曜開所あり、平日時間加算1時間分、長期休業中等時間加算4時間分 となり、  
 「基本額想定例」に、平日加算1時間分＋長期休業中等加算1時間分 の加算額をさらに加算

※2 平成27年度末に耐震化促進支援による家賃補助の増額（補助率3/3、補助限度額57,000円/月）を受けている育成会に対しては、  
 激変緩和のため、平成28年度においては家賃補助の増額を継続する。

別表1

児童の数	年 額	月 額	
	基準額	4月	5～3月
1	1,505,000	125,490	125,410
2	1,532,000	127,740	127,660
3	1,559,000	129,990	129,910
4	1,586,000	132,240	132,160
5	1,613,000	134,490	134,410
6	1,640,000	136,740	136,660
7	1,667,000	138,990	138,910
8	1,694,000	141,240	141,160
9	1,721,000	143,490	143,410
10	1,748,000	145,740	145,660
11	1,775,000	147,990	147,910
12	1,802,000	150,240	150,160
13	1,829,000	152,490	152,410
14	1,856,000	154,740	154,660
15	1,883,000	156,990	156,910
16	1,910,000	159,240	159,160
17	1,937,000	161,490	161,410
18	1,964,000	163,740	163,660
19	1,991,000	165,990	165,910
20	3,336,000	278,000	278,000
21	3,361,500	280,180	280,120
22	3,387,000	282,250	282,250
23	3,412,500	284,430	284,370
24	3,438,000	286,500	286,500
25	3,463,500	288,680	288,620
26	3,489,000	290,750	290,750
27	3,514,500	292,930	292,870
28	3,540,000	295,000	295,000
29	3,565,500	297,180	297,120
30	3,591,000	299,250	299,250
31	3,616,500	301,430	301,370
32	3,642,000	303,500	303,500
33	3,667,500	305,680	305,620
34	3,693,000	307,750	307,750
35	3,718,500	309,930	309,870
36～45	3,744,000	312,000	312,000
46	3,712,500	309,430	309,370
47	3,681,000	306,750	306,750
48	3,649,500	304,180	304,120
49	3,618,000	301,500	301,500

50	3,586,500	298,930	298,870
51	3,555,000	296,250	296,250
52	3,523,500	293,680	293,620
53	3,492,000	291,000	291,000
54	3,460,500	288,430	288,370
55	3,429,000	285,750	285,750
56	3,397,500	283,180	283,120
57	3,366,000	280,500	280,500
58	3,334,500	277,930	277,870
59	3,303,000	275,250	275,250
60	3,271,500	272,680	272,620
61	3,240,000	270,000	270,000
62	3,208,500	267,430	267,370
63	3,177,000	264,750	264,750
64	3,145,500	262,180	262,120
65	3,114,000	259,500	259,500
66	3,082,500	256,930	256,870
67	3,051,000	254,250	254,250
68	3,019,500	251,680	251,620
69	2,988,000	249,000	249,000
70	2,956,500	246,430	246,370
71以上	2,917,000	243,120	243,080

別表2

区分	基準額（年額）		月 額	
			4月	5～3月
土曜開所 加 算	645,000		53,750	53,750
長時間開所 加 算	平日 1時間当たり	298,000	24,870	24,830
	長期休業中等 1時間当たり	134,000	11,240	11,160

備考 1 育成会が第4 第5項に規定する月曜日から金曜日の指導時間（同項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間を除く。）について、年を平均して指導開始から（午後1時より前から開所する育成会においては午後1時を起点とする。）6時間を超えている場合、平日長時間開所加算額を加算する。

なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。

2 育成会が第4 第5項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間について、年を平均して8時間を超えている場合、長期休業中等長時間開所加算額を加算する。

なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。